

上智大学公的研究費における利益相反マネジメント規程

制定 平成22年4月1日

改正 平成23年7月1日 平成26年4月1日

平成27年4月1日 平成29年4月1日

第1章 総則

(目的等)

第1条 この規程は、上智大学（以下、「本学」という。）の教員及び研究員（以下、「教員等」という。）が、第2条第1号に定める公的研究費の交付を受ける、または公的研究費の研究活動に参画するにあたり、研究活動の公正性、信頼性を確保するために、利益相反の適切な管理（以下、「利益相反マネジメント」という。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める定義によるものとする。

- (1) 公的研究費 厚生労働省厚生労働科学研究費をはじめ、各省庁や独立行政法人をはじめとした公的機関から配分される研究資金のうち、研究費の交付を受ける、または公的研究費の研究活動に参画するにあたり、利益相反委員会による審査が義務付けられている研究費をいう。
- (2) 産官学連携活動 前号で定める公的研究費において、第4条に定める者が、第16条に定める学長への申告を行う研究課題と関連し、企業等の間で行う研究活動（委託研究、共同研究）、技術移転（実施許諾、権利譲渡、技術指導）、教員等の兼業、研究助成金、寄附金の受入、施設、設備の利用の提供及び物品の購入等をいう。
- (3) 利益相反 第4条に定める者が産官学連携活動を行うことにより、対象者の個人的な経済的利益や学外組織に対する責務が、本学における大学の使命や対象者の責務と相反する状況をいう。
- (4) 企業等 企業、国、若しくは地方公共団体の行政機関又はその他の団体（独立行政法人等）をいう。

(本学の責務)

第3条 本学は、利益相反について対象者への周知に努めるとともに、学内外に対する説明責任を有し、適切な説明責任を果たすために十分な検討と必要な措置を講じなければならない。

(利益相反マネジメントの対象者)

第4条 利益相反マネジメントの対象者（以下、「対象者」という。）となる教員等の範囲は、次の各号に掲げる者のうち、公的研究費の交付を受ける、または公的研究費の研究活動に参画する者とする。

- (1) 専任教員
- (2) 嘱託教員
- (3) 特任教授
- (4) 特別契約教授
- (5) 特別研究員

(対象者の責務)

第5条 対象者は、利益相反の回避に自ら努めなければならない。

2 対象者は、自らの産官学連携活動等について、第16条に定める申告を行わなければならない。

3 対象者は、第17条第1項に定める委員会が行う調査等に誠実に協力しなければならない。

(利益相反マネジメントの対象となる活動)

第6条 利益相反マネジメントの対象となるものは、第4条各号に定める者が次の活動を行った場合とする。

- (1) 兼業活動（技術指導を含み、兼業承認を得た場合も含む）
- (2) 本学以外の企業等の職務に関連し、報酬、株式保有等の経済的利益を有する活動

- (3) 企業等に自らの発明等を技術移転する活動
 - (4) 企業等との委託研究、共同研究への参加活動
 - (5) 企業等から寄附金、設備又は物品等の供与を受ける活動
 - (6) 前各号に掲げるものの他、何らかの便益を供与される者に対して、本学の施設、設備の利用を提供するか、又は便益供与者から物品を購入する活動
 - (7) その他産官学連携活動に関し、外部から明白に何らかの便宜の供与を現に受けているか、又はその供与が想定される活動
- 2 第4条各号に定める者が、第16条により自らの産官学連携活動等について申告する場合、第4条各号に定める者と生計を一にする配偶者及び一親等の者（両親及び子）が行う前項各号に定める活動との間に利益相反が想定される経済的な利益関係があるときは、利益相反マネジメントの対象となる。

第2章 利益相反委員会及び専門委員会の構成等

(利益相反委員会の設置)

第7条 本学に、利益相反委員会（以下、「委員会」という。）を置く。また、学長がこれを統括する。

(任務)

第8条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 利益相反ポリシーに関すること。
- (2) 第16条に定める申告の調査、審査に関すること。
- (3) 利益相反マネジメントの情報公開に関すること。
- (4) その他利益相反マネジメントに関する事。

(組織)

第9条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学術研究担当副学長
- (2) 人事局人材開発グループ長
- (3) 学長が委嘱する専任教員 若干名
- (4) 学長が委嘱する学外の有識者

2 前項にかかわらず、委員長が必要と認めた者を委員会に出席させることができる。

(任期)

第10条 委員のうち、前条第1項第4号及び第5号の者の任期は2年とし、それ以外の者の任期は、その職務の在任期間とする。ただし、再任は妨げない。

2 前条第1項第4号及び第5号の委員に欠員が生じた場合には、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第11条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学術研究担当副学長がこれにあたる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長になるとともに議事の円滑な進行につとめる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が利益相反に係る審議に利害関係を有するときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(活動状況の報告)

第12条 委員長は、活動状況を定期的に学長に報告しなければならない。

(議事)

第13条 委員会は、委員の過半数以上の出席により成立し、議事は出席者の同意を要する。

2 委員が第16条に定める申告をしたとき、又は利益相反に係る審議に直接の利害関係を有するときは、当該委員

は委員会に出席することができない。

(情報公開)

第14条 委員会は、本学における利益相反に対する取組状況を公表するものとする。

2 前項における取組状況の公表にあたっては、対象者のプライバシーの保護の観点から、学内関連規程に従い取り扱うものとする。

3 公表の時期、方法等については、別に定める。

(専門委員会の設置)

第15条 委員会は、必要に応じ、委員長が委嘱する教職員、及び法律専門家等によって構成する専門委員会を設置することができる。ただし、第18条第3項により設置する場合の専門委員会には、委員会の委員を加えることはできない。

2 専門委員会に関する事項は、別に定める。

第3章 利益相反の審議手続

(学長への申告)

第16条 対象者は、公的研究費の交付を受ける、または公的研究費の研究活動に参画する際には、当該研究課題と関連して利益相反の管理の対象となる産官学連携活動や経済的な利益関係等について、学長に申告を行うとともに、申告した内容に変更が生じたときには、変更内容を再度申告しなければならない。

2 対象者は、虚偽の申告を行ってはならない。

3 学長は、前々項により申告を受けた際は、委員会に諮問する。

4 申告の内容等については、別途定める。

(審議)

第17条 委員会は、前条第3項による諮問に対して答申するために、必要に応じて対象者等に対し事情聴取等の調査を行うことができる。

2 委員長は、検討した結果を学長に答申するものとする。

3 学長は、前項の答申を参考し、必要な処置を決定し、対象者及び所属の長に通知するものとする。

(異議申し立て)

第18条 対象者は、前条第3項の処置に対し不服がある場合は、学長に対して書面により異議申し立てを行うことができる。ただし、異議申し立ては1回を限度とする。

2 学長は、異議申し立てに関する書面を受理したときは、委員会に再度諮問するものとする。

3 前項により委員長は、第15条に定める専門委員会を設置し、再度の検討を指示するものとする。

4 前項によって指示を受けた専門委員会は再度検討を行い、速やかにその結果を委員長に報告するものとする。

5 委員長は、前項の報告に基づき、速やかに学長に答申するものとする。

6 学長は、前項の答申を参考し、異議申し立てに対する処置を決定し、当該対象者及び所属の長に通知するものとする。

(虚偽の申告が判明した場合の対応)

第19条 公的機関からの調査等により、第16条に定める対象者からの申告に虚偽があったことが判明した場合、本学は、公的機関からの指示及び本学諸規程に従って、適切な措置を講ずる。

第4章 委員会の構成員等の義務

(利益相反関係の排除)

第20条 委員会及び第15条の規定により設置する専門委員会の構成員は、自らが関係する利益相反についての調査、審査に関与してはならない。

(秘密の保持)

第21条 委員会及び専門委員会の構成員、その他利益相反マネジメントに係る全ての者は、職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

第5章 雜則

(関係書類の保存)

第22条 本学及び申告者は、利益相反に関する書類を5年間保存しなければならない。

(事務)

第23条 委員会の事務局は、学術情報局研究推進センターとする。ただし、必要に応じて、各関係部局と連携の上、事務を行うものとする。

第24条 この規程の改廃は、本学院の定める手続きにより行う。

附 則

1. この規程は、2010年（平成22年）1月1日から制定、施行する。

2. この規程は、制定後3年以内に見直すこととする。

附 則

この規程は、2011年（平成23年）7月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2014年（平成26年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2015年（平成27年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2017年（平成29年）4月1日から改正、施行する。